

自己点検評価第三者検証報告書

せとうち観光専門職短期大学

観光振興学科

令和8年3月

自己点検評価第三者検証委員会

目次

I	はじめに	1
II	せとうち観光専門職短期大学の概要	2
III	自己点検評価第三者検証委員会の概要	3
IV	検証結果の総表	4
V	領域ごとの自己点検評価の検証	5
	領域 I	5
	領域 II	8
	領域 III	18
	領域 IV	21
	領域 V	28
VI	意見申立ておよびその対応	33
VII	参考資料	34

※自己評価書の現況、特徴、目的・目標ならびに自己評価結果の概要は、原文の内容をそのまま転載しています。なお、自己評価結果の詳細については、せとうち観光専門職短期大学ホームページをご覧ください。

I はじめに

デジタル化やグローバル化の進展にともなって、産業構造や雇用などを含めた社会全体のあり方が大きく変化しています。このように激変する社会環境に対応するために、優れた専門技能等を身につけ、新たな価値の創造に貢献する専門職業人材の育成を目的とする高等教育機関として、専門職大学が発足しました（令和元年）。育成すべき専門職業人材とは、高度な実践力（理論に裏づけられた高度な実践力によって、専門業務を引率できる）、豊かな創造力（社会の変化に対応して、新たなモノやサービスを作り出すことができる。）および豊かな人間性と職業倫理を備えた人材です。

専門職短期大学は、大学制度の中に位置づけられ、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力（職務遂行能力）を具備した人材の育成を目的としています。専門職短期大学は、その教育研究水準の維持向上に資するために、文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による認証評価（分野別認証評価および機関別認証評価）の受審が義務づけられています（学校教育法第百九条第二項および第三項）。

分野別認証評価は、専門職短期大学における教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、5年以内ごとに実施するものです。せとうち観光専門職短期大学については、令和7年度に分野別認証評価が実施される必要があります。今回は、諸般の事情により、学校教育法第百九条第三項に定める代替え措置として、第三者（外部者）で構成する「自己点検評価第三者検証委員会」が、せとうち観光専門職短期大学の実施した自己点検評価を検証しました。

今回のせとうち観光専門職短期大学の自己評価は、過去に専門職短期大学において分野別認証評価を実施した実績を有する一般社団法人 専門職高等教育質保証機構が作成した『専門職短期大学分野別認証評価 評価基準要綱（観光分野）（案）』、『専門職短期大学分野別認証評価 自己評価実施要項（観光分野）（案）』および『専門職短期大学分野別認証評価 評価実施手引書（観光分野）（案）』に準じて実施され、自己点検評価報告書としてまとめられております。自己点検評価第三者検証委員会は、せとうち観光専門職短期大学から提出された自己点検評価報告書を、せとうち観光専門職短期大学大学関係者、在学生、卒業生、一般教員等とのインタビューを通じて検証し、この『自己点検評価第三者検証報告書』をまとめました。

Ⅱ セとうち観光専門職短期大学の概要

学校法人穴吹学園 セとうち観光専門職短期大学は、「地域の学生を地域で育て、高い専門性と豊かな人間性をはぐくみ、地域社会から信頼され、貢献できる人材を育成する」という学園の建学の精神に基づき、令和3年に四国地方 香川県高松市に3年制の観光専門職短期大学として開学されました。

観光が21世紀の基幹産業となった時代に、観光専門職を通して、世界の動向を見渡しながらか地域社会の発展に貢献する人材の育成を目的とし、次の教育理念4項目を掲げています。

- 教員、職員、学生が、小規模な組織において一体となった教育の場を構築する。
- 大学教育で修得されるべき思考力を涵養する。
- 産業界との教育連携を拡充し、理論に裏付けられた実践力を育成することにより、高度専門職業人の徹底的な実務教育を実践する。
- 地域連携を深化させ、多様な地域貢献のあり方を模索し実現する。

セとうち観光専門職短期大学は3年制の観光振興学科を設置しており、この学科は、観光地域創生、航空、鉄道、宿泊の4クラスで構成されています。今回の自己点検評価第三者検証はこの学科全体に対するものです。

観光振興学科では、「自学自修の態度」や「思考法」を身に付けたうえで、「観光の理論と知識」「観光実務の理論と技能」を学修し、「事業イノベーションや地域社会の魅力を創出することができる応用的能力」の修得に努めます。卒業生は観光短期大学士（専門職）の学位が授与され、観光振興のエキスパートとして、観光産業や観光による地域創生事業を牽引する人材として活躍することが期待されています。

Ⅲ 自己点検評価第三者検証委員会の概要

1. 自己点検評価第三者検証委員会委員

自己点検評価第三者検証委員会委員は、下記のとおりです。

- 川口 昭彦（委員 主査、一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 代表理事）
森本 泉（委員 明治学院大学 国際学部教授）
山本 理佳（委員 立命館大学 文学部教授）

2. 自己点検評価第三者検証委員会における審議状況

自己点検評価第三者検証委員会における審議経過は、下記のとおりです。

令和7年7月25日	評価者研修（京都）
令和7年9月9日	評価者研修（戸塚）
令和7年10月6日	書面調査（4週間）

令和7年12月15日	書面調査結果（ワークシート）を、せとうち観光専門職短期大学に送付
令和8年1月21日～22日	訪問調査実施
令和8年2月17日	自己点検評価第三者検証報告書（案）作成
令和8年2月20日	自己点検評価第三者検証報告書（案）せとうち観光専門職短期大学に送付・確認
令和8年3月26日	自己点検評価第三者検証報告書 せとうち観光専門職短期大学に提出

IV 検証結果の総評

せとうち観光専門職短期大学 観光振興学科は、自己点検評価を実施しており、その結果を改善・向上に資していることが確認できました。

- **主な優れた点として、次のことがあげられます。**

- 学修環境として余裕のある設備があります。

- **主な特色ある点として、次のことがあげられます。**

- 四国という地域に根差した独特の科目をおいた教育課程は特色があります。
- 小規模組織を生かして、教職員のコミュニケーションが取れており、きめ細かな学生対応がなされています。

- **主な改善が望ましい点として、次のことがあげられます。**

- 短期大学の目的と学修成果をつなげるさらなる工夫が望まれます。
- 教員について、ジェンダーバランスをはじめとした多様性への配慮が望まれます。
- 定員と入学者数の隔たりがありますので、さらなる定員充足への取り組みが望まれます。

- **主な改善を要する点は、ありません。**

V 領域ごとの自己点検評価の検証結果

領域 I 教育課程の目的および学修成果

基準 I-1 教育課程の目的が適切に設定されていること。この目的には、当該教育課程の育成しようとする人材像および個性・特色が明確に示されていること。

【評価結果】 基準 I-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-1-1 教育課程の目的が、理念や使命に基づいて、適切に設定されていること。
・教育の理念、目標、育成しようとする人材像が、教育課程に期待される職務遂行能力および関係法令を踏まえて、明確であることを確認する。

せとうち観光専門職短期大学（以下「この専門職短期大学」とよびます。）は、令和3年に創設され、観光振興学科（3年制教育課程）を設置しています。この学科は、観光地域創生、航空、鉄道、宿泊の4クラスで構成されています。教育理念として、次の4項目を掲げています（学生便覧 p.1）。

- 教員、職員、学生が、小規模な組織において一体となった教育の場を構築する。
- 大学教育で修得されるべき思考力を涵養する。
- 産業界との教育連携を拡充し、理論に裏付けられた実践力を育成することにより、高度専門職業人の徹底的な実務教育を実践する。
- 地域連携を深化させ、多様な地域貢献のあり方を模索し実現する。

これらの教育理念に基づき、観光振興のエキスパートとして、観光産業や観光による地域創生事業を牽引する人材の育成を目的として、思考力、実践力、協働性の修得を教育目標に掲げ、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程が編成されています。

以上から、「観光専門職教育によって、グローバルな動向に対応しつつ、地域社会で活躍する有為な人材を育成する。」というこの専門職短期大学の理念・使命に基づき、「観光が21世紀の基幹産業となった時代に、観光専門職を通して、世界の動向を見渡しながら地域社会の発展に貢献する人材の育成」という教育課程の目的（育成する人材像）が適切に設定されています。

基準 I-2 【重点評価項目】教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。とくに、観光を通じて、地域社会の発展と諸外国との交流・共生に貢献していること。

【評価結果】 基準 I-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-2-1 単位修得・卒業状況、資格取得等の状況の分析結果をもとに、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

- ・在学中の単位修得状況、進級率、成績評価の分布表等を確認する。
- ・標準修業年限内の卒業率および「標準修業年限 × 1.5」年内卒業率（過去5年分）を確認する。
- ・教育課程の目的および卒業認定・学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する。

臨地実務実習（3回）の履修は、この専門職短期大学の特色となっています。この実習は、各学期に必要な科目履修および単位取得の前提として位置付けられています。すなわち実習を履修するには、それぞれに関連する事前科目ほか指定された科目を実習の前の学期までに履修していない場合、次の実習を履修することができない（進級できない）、また前の段階の実習を単位認定されていない場合、次の実習を履修することができない（進級できない）仕組みになっており、単位認定も実習先と連絡を密に取り、厳格に行われています。単位修得状況および卒業状況については、適切に把握され、評価が行われています。この結果、1年から2年への進級は81.3%から95.0%、2年から3年への進級は100%となっています。

1年次の第1クォーターおよび第2クォーターの職業専門単位を取得しないと最初の実習を履修できない（留年する）制度となっており、これは新生には厳しすぎたと判断されたことから、令和6年度から、1年生の実習科目「実務実習Ⅰ」については事前の職業専門科目の4分の3以上の単位を取得できれば履修できる仕組みに変更されました。

また、授業科目の出席時間数が、規定に満たない場合は、その授業科目の試験を受けられない制度を規定どおり運用しています。しかし1科目の授業が毎週2コマ開講されるクォーター制を採っており、早いスピードで進むことから、学生の欠席が2回連続で続いた場合、教員と学生課が情報交換して学生に連絡を取るなど早急な対応が図られています。

以上のことから、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され、評価が行われていることを確認しています。学修成果は適切に把握されており、評価されています。

なお、観光業界への就職に際して必須となる国家資格は特にありません。

I-2-2 学生による授業評価や学生からの意見聴取の結果をもとに、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

- ・学修の達成度や満足度に関するアンケート調査、学修ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学修成果の状況を確認する。

「学修態度の測定」は、入学時・2年次・3年次・卒業時の4回実施されています。この調査は、「ものごとには積極的に取り組む方である」「かなり先の目標を持っている」など、特定の状況における行動の準備状態（心理的構え）について回答を求める質問紙調査です。得られたデータは、自己率先性、相互依存性、行動多様性、興味深化性、展望長期性、地位志向性、自己統制性の7項目で分析され、レーダーチャートとして可視化されることで、学修成果の点検・評価に活用され、学生が自身の学修状況を振り返る機会となっています。

卒業予定者全員に対しては、毎年「学修態度の測定」の結果を用いた聞き取りが行われており、学生からは自己率先性、行動多様性、展望長期性、自己統制性に関する前向きな意見が得られています。また、卒業生へのヒアリングも継続的に実施され、この専門職短期大学の教育の利点や課題が点検されています。

以上のことから、学修成果は適切に把握されており、学生が自らの学修状況を振り返ることができる仕組みが整えられています。

自己評価書には、「それぞれの授業は常に開放されており、教員が相互に見学することが可能である。教員同士で意見交換（ピア・レビュー）が行われており、教授方法の工夫や開発にとって効果的な機会となっている。」と記載されており、延べ23名の教員が参加してい

ました。

I-2-3 卒業後の進路の状況等の実績や成果をもとに、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

- ・就職先・進学先の状況、就職率・進学率の状況が、教育課程の目的および卒業認定・学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。
- ・卒業生の活躍状況、各種コンペティション等の受賞状況等を確認する。

卒業後の進路については、卒業生の大部分が観光業および関連分野に就職しています。他大学の観光学科や観光学コース等では、観光業および関連分野への就職率が2割程度にとどまる場合が多いことと比較すると、専門分野と就職先の相関が高い点は、この専門職短期大学の特徴となっています。また、卒業生の多くが四国内に就職しており、地域に貢献する人材の輩出が進んでいることがうかがえます。

「卒業後の進路の状況等の実績や成果をもとに把握された教育課程の課題が明らかになったため、より良い教育課程とするべく教育研究開発会議にて具体案を検討している。」との記述については、「考えるを学ぶ」教育を理念とする教育改革を検討されていますが、短期大学の目的と学修成果をつなげるさらなる工夫が望まれます。

I-2-4 卒業生、地域社会および就職先等の関係者からの意見聴取の結果をもとに、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

- ・卒業後一定年限を経過した卒業生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・地域および就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・地域社会に貢献した事例とそれに対する社会の反応を確認する。

臨地実務実習が、教育課程に求められる学修成果に反映されていることがうかがえます。臨地実務実習の有効性だけでなく、知識・教養・語学に関する学修の効果についても、引き続き把握していく必要があります。

就職先等への意見聴取（鉄道業界とのトップ対談）では、学術と実務の連携や臨地実務実習の取り組みに対して高い評価が得られています。本年度中には、他の就職先に対してもアンケートおよびヒアリングが実施される予定です。地域社会および就職先等の現場からの卒業生に対する評価については、幅広く意見を聴取し、評価状況を把握していくこととなっています。

以上の内容を総合して、「領域 I を満たしている。」と判断します。

領域 I の基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 特にありません。

【改善が望ましい点】

- 短期大学の目的と学修成果をつなげるさらなる工夫が望まれます。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域Ⅱ 教育内容・方法

基準Ⅱ-1 観光振興や観光による地域創生に貢献できる人材の育成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-1-1 教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与方針とが整合的であること。
・教育課程の編成および実施の内容が、卒業認定・学位授与方針に定められた学識、能力や素養を学生に獲得させるものとなっているかを確認する。

この専門職短期大学では、クォーター制（1年間を4つの学期に分ける）が採用されており、学生は1科目を約1か月間、週2コマのペースで受講しています。

卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー、DP）としては、DP1 自学自修の態度形成、DP2 思考法の修得、DP3 観光の理論と知識の理解、DP4 観光実務の知識と技能の修得、DP5 観光英語力の修得、DP6 応用力の修得、DP7 観光振興専門職としての総合力育成の7項目が掲げられています。

このディプロマ・ポリシーに対応して、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー、CP）として、CPⅠ 教育課程の編成、CPⅡ 学修形態、CPⅢ 成績評価の在り方、CPⅣ 教育の質の保証が定められています。

教育課程は、ディプロマ・ポリシーの7つの教育目標に対応する形で、基礎科目（自学自修：自学自修の態度を身につける。1年次～）、基礎科目（思考法：思考力を鍛える。1年次～）、職業専門科目（学術：観光の理論と知識を学ぶ。1年次～）、職業専門科目（実務：観光振興・観光事業の技法と知識を学ぶ。1年次～）、職業専門科目（観光英語：英語力を身につける。1年次～）、展開科目（観光振興のエキスパートに求められる応用力を学ぶ。2年次～）、総合科目（3年間の学修成果を統括する）から編成されています。各科目は、「基礎から応用へ」あるいは「初級から上級へ」と段階的に学修できるように配置されています（資料Ⅱ-2-1①カリキュラムツリーにより確認できます）。

以上より、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは整合的であると判断できます。

Ⅱ-1-2 教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。
・教育課程編成・実施方針に、上記①～③の各項目に係る記述が含まれているかを確認する。

教育課程の編成方針、教育方法に関する方針、学修成果の評価方針については、次のとおり、いずれも具体的かつ明確に提示されています。

1. 教育課程の編成方針は、「大学案内」「学生募集要項」「学則」「学生便覧」「ホームページ」等に公表されています。

2. 教育方法に関する方針は、教育研究開発会議での議論を通じて教員間で再確認され、学長からの定期的なメールで共有されています。その実施状況を把握するため、FD研修・活動の一環として、シラバスの検討、教員相互の授業参観やピア・レビュー、学生による授業評価、研修会の開催等が定期的に行われており、その状況や結果は教職員間で共有されています。なお、授業評価アンケート結果はホームページに公表されています。

3. 学修成果の評価方針は、教育研究開発会議において、講義内容や構成の改善に向けた

取組とともに議論され、学生に対しては授業科目ごとに伝えられています。

基準Ⅱ-2 観光実務を担う職業人に求められる基盤的能力の養成をめざして、授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-2-1 観光実務の専門職業人に求められる基盤的能力の養成をめざす授業科目が体系的に開講され、それらの内容・水準が適切であること。

- ・思考力、分析・判断力、応用力等の養成を目的とした授業科目の開講状況を確認する。
- ・コミュニケーション力を養成するための授業科目が有効に展開されていることを確認する。
- ・職業意識、職業観、職業倫理を涵養する授業科目（科目名と内容）を確認する。

教育課程は、分析観点Ⅱ-1-1に記述したとおり、基礎科目（自学自修、CP1）、基礎科目（思考法、CP2）、職業専門科目（学術、CP3）、職業専門科目（実務、CP4）、職業専門科目（観光英語、CP5）、展開科目（CP6）および総合科目（CP7）から編成されています。

基礎科目（自学自修）では、自学自修の態度育成や、理論および実務の学びに必要となる基礎知識・技能の修得を目的として、基礎演習（必修）およびキャリアデザイン論（必修）が開講されています。

基礎科目（思考法）では、思考力の育成と基礎的な思考法の修得を目的として、文化論（必修）、地理学（必修）、ビジネスコミュニケーション（選択必修）などの講義形式の授業科目に加え、介助実務実習（必修）といった実習形式の授業科目が開講されています。

職業専門科目（学術）では、観光学の理論および観光に関連する知識を修得し、観光事象の実態とその変化を学ぶために、観光学概論（必修）、地域資源論（必修）などの講義形式の授業科目や、地域観光基礎実習（必修）、観光データ整理実習（必修）、エコツーリズム実習（必修）などの実習形式の授業科目が開講されています。

職業専門科目（実務）では、観光産業や観光による地域創生事業の実務に関連する理論および知識の修得とともに、観光実務の体験的学びを通じて実践力と協働力を育成するため、ホスピタリティマネジメント論（必修）や観光リスクマネジメント（必修）などが講義形式で開講されています。また、観光実務の基礎から応用、マネジメントに至るまでのスキルを修得し、観光振興や観光による地域創生の観点から観光事業の企画・立案・運営に必要な能力を育成するため、「臨地実務実習Ⅰ」「臨地実務実習Ⅱ」「臨地実務実習Ⅲ」が学外での実習形式により必修科目として開講されています。さらに、臨地実務実習の目的、内容、日程、留意事項などを体系的に指導し、効果的な学修成果を得るための事前授業科目（複数）が演習形態を含む講義形式で開講されています。実習後には、実践的学修の成果を振り返り、それらを理論的に整理しながら以後の学修につなげることを目的とした複数の授業科目が、演習形態を含む講義形式で開講されています。

職業専門科目（観光英語）では、インバウンド観光の多様な状況に対応できる観光英語力の修得を目的として、観光基礎英語Ⅰ～Ⅱ（必修）および観光英語Ⅰ～Ⅳ（選択必修）が、演習形式により初級から応用へと段階的に開講されています。

展開科目では、観光分野以外の異分野から、企業やNPO法人、地域社会等における組織運営能力（マネジメント力）や、事業イノベーションおよび地域社会の魅力創出に必要な情報力・創造力の修得を目的として、経営学、コミュニティデザイン論、人工知能概論などが講義形式で開講されています。また、ファシリテーション実習、ICT実習、人工知能プログラミング実習などの実習形式の授業も提供されています。四国という地域に根差した独

特の科目をおいた教育課程も特色があります。

3年間の学修成果を統括する総合科目では、学生同士の協働による観光地研究を通じて、観光振興専門職としての総合力と課題解決力を育成する「専門演習」が通年で開講されています。

以上より、観光実務の専門職業人に求められる基盤的能力（観光理論、ホスピタリティ、地域、マネジメント、情報・統計、語学力）の養成をめざす授業科目が体系的に配置されており、その内容と水準は適切であると判断できます。

基準Ⅱ-3 観光振興や観光による地域創生事業の現場で必要とされる理論、知識および技能の養成をめざして、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職短期大学設置基準に適合するものであること。

【評価結果】 基準Ⅱ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-3-1 基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う授業科目が、体系的に編成されていること。

- ・基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う授業科目が、段階的に順次学習できるように、体系的に編成され、教育課程の卒業要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開講されていることを確認する。
- ・社会における観光の考え方や観光産業の仕組みを学術的に理解する授業科目を確認する。
- ・観光事業における業務の仕組みやその機能等を実践的に学ぶための授業科目が有効に展開されていることを確認する。
- ・観光理論、マネジメント、情報・統計などの観点の複合的な学修が有効に展開されていることを確認する。
- ・教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、関係法令や卒業認定・学位授与方針や教育課程編成・実施方針に則して編成されていることを確認する。
- ・教育課程の編成が、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を反映したものとなっていることを確認する。
- ・入学前の既修得単位認定を実施している場合には、その実施規定と実施状況を確認する。

基礎科目では、観光学の理論を学ぶための基礎となる「地理学」と「文化論」が必修科目として開講されています。一方、選択科目としては「企業の社会的責任」「災害と防災の科学」「ビジネスコミュニケーション」等が設置され、「思考力」を涵養するとともに、職業専門科目における観光学の理論を学修するための基礎力が育成されています。また、観光振興において重要となる高齢者や障がい者への適切な対応に関する基礎的な知識と技能を学修するため、「介助実務実習」が必修科目として位置付けられています。

職業専門科目では、「観光の理論と知識」を学修する学術科目と、「観光実務の知識と技能」を学修する実務科目がバランスよく配置されています。地域の観光についても地域観光論基礎科目が開講され、系統的かつ複合的な学びが確保されています。実務科目では、観光実務理論や観光事業理論を必修科目として学修した後、学内での「ホスピタリティ実務実習」を経て、「臨地実務実習Ⅰ～Ⅲ」により学外実習施設での臨地実務実習が展開されます。各臨地実務実習には事前学修と事後学修が必修科目として設定されており、さらに「交通産業論」「宿泊産業論」「地域創生事業論」が実務科目の締めくくりとして配置され、「観光実務の知識と技能」を系統的に学修できる構成となっています。

展開科目では、企業やNPO法人、地域社会等における組織運営能力や事業イノベーション

を生み出すための情報力・創造力の育成を目的として、経営関係科目および情報関係科目が開講されています。これにより、学生は卒業直後の進路だけでなく、職業経験や社会経験を経た後の将来像を見据えた総合的な教育を受けることができます。

総合科目では、これまでに学んだ全科目の学修成果を学生自身が総括することを目的として「専門演習」が設置されています。学生は「観光地研究」という統一テーマのもと、担当教員の指導を受けながら他の学生と協力して調査研究を行います。フィールドワークやワークショップを通じて、観光振興専門職に不可欠な、新たな課題を発見する力、主体的に学ぶ力、協働して取り組む力、課題を解決する力を身につけることができます。

以上により、観光の理論を学びつつ、瀬戸内や四国の観光事業の成果や成功事例を教材とした学修・研究が可能となるよう、基礎的内容、発展的内容、応用・実践的内容を扱う授業科目が体系的に編成されています。

概ね適切に編成されていると判断でき、検討の余地についても訪問調査において確認することができました。

II-3-2 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的および体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。

・各授業科目の到達目標が専門職短期大学（観光分野）に相応しい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に即したものであることを確認する。

シラバスには、科目ごとに到達目標が明示されており、対応するディプロマ・ポリシーも併せて示されています。各授業科目の内容や水準は、段階的かつ体系的に履修できるように設定されています。

また、各授業シラバスからは、初回授業においてオリエンテーションが実施され、学生に対して到達目標や成績評価方法等が周知されている状況がうかがえます。

II-3-3 段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。

・段階的かつ体系的な教育の実施を理解できる資料が、学生に周知されていることを確認する。

この専門職短期大学のホームページには、「カリキュラム・授業計画（シラバス）」として教育の全体像が示されています。学生便覧には授業一覧と履修モデルが掲載されており、履修に際して学生の便宜が図られています。

また、シラバスでは授業科目ごとに「科目区分」と「関連するディプロマ・ポリシー」が明記されており、学生が受講する授業科目の位置づけを理解できるよう工夫されています。

基準 II-4 臨地実務実習の管理運営体制が整備され、教育課程の人材育成目標に則して適切に運用されていること。

【評価結果】 基準 II-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-4-1 臨地実務実習について、観光分野関連企業等の選定、実習内容および成績評価等に関する管理運営体制が整備され、実施されていること。

- ・臨地実務実習先の決定方法や実習内容を確認する。
- ・臨地実務実習の成績評価結果を確認する。
- ・臨地実務実習先の実務指導者と教育課程の担当教員との間で、実務内容の改善に向けた協議やその結果の反映状況について確認する。

臨地実務実習施設としては、瀬戸内エリアを中心に、西日本や九州なども含め、観光による地域創生・振興を事業戦略に掲げる企業・組織が選定されています。具体的には、観光DMO/DMC、宿泊、交通（空港・鉄道）、地域商業、文化芸術等の分野が対象となっており、学生のキャリアデザインと整合させるため、学内での事前説明会や個別面談が実施されています。臨地実務実習の実施にあたっては、実習担当教員と実習施設の指導担当者が事前に協議を行い、実習目的・内容、実習期間・日程、具体的な実習場所、受入れ学生数、実習指導者の配置、成績評価の基準および方法、学生に対する処遇、実習中の災害補償および損害賠償責任等について確認しています。これらを記載した実施要領が策定され、実習施設、担当教員、参加学生に配布され、内容が共有されており、それに基づいて確実かつ円滑な実習実施が図られています。

臨地実務実習の担当教員は、実習期間中、実習施設と連携しながら進捗状況の確認を行い、施設への巡回を通じて実習の状況および効果を把握しています。学生の学修効果を高めるため、臨地実務実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲには、それぞれ実習事前準備科目および実習事後振り返り科目が設置されています。実習後の振り返り科目は学年共通授業として実施され、学生間で相互に実習成果を共有する機会となっています。担当教員間では、月1回程度を目安に実習打合せ会が開催され、実習水準の確保および連携状況が確認されています。この打合せ会には、学科長および実習関係職員も参加しています。

また、実習先企業・組織など外部関係者も参加する教育課程連携協議会から寄せられる意見や最新情報が、担当教員・職員等に共有されています。

基準Ⅱ-5 教育課程の人材育成目標を反映した適切な授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・自死方針に則して採用されていること。また、インターンシップや客員教員・外部講師など観光分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-5 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-5-1 授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、適切な授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。

- ・授業の内容および方法等が、専門職短期大学設置基準等の規定を満たしており、それらが学生に周知されていることを確認する。
- ・少人数による双方向的・多方向的な授業方法、事例研究、現地調査などの実践的な教育が実施されていることを確認する。
- ・ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適切な人数となっていることを確認する。
- ・連携開設科目、昼夜開講制、共同教育課程、国際連携学科等が実施されている場合には、それらの実施状況を確認する。
- ・多様なメディアを利用した授業の実施状況を確認する。

分析観点II-2-1で示した各科目については、それぞれの内容や水準に応じて適切な授業形態（講義、演習、実習）が採用され、「基礎から応用へ」あるいは「初級から上級へ」と段階的に展開するよう編成されています。特に、学外における臨地実務実習が多く配置されている点が特色となっています。

この専門職短期大学の特色である職業専門科目群（実務）については、観光産業や観光による地域創生事業の実務に関連する理論・知識の修得と、観光実務を体験的に学ぶことを通じて、「思考力」を基盤とした「実践力」と「協働力」を育成する授業科目が、目的や難易度に応じて細分化されています。

以上から、授業科目の区分、内容および到達目標に応じて適切な授業形態・方法が採用されていることが確認できました。授業の方法および内容については、シラバスでの周知に加え、学年ごとの全体ガイダンスや各授業でのオリエンテーション等を通じて、学生に周知されています。

II-5-2 インターンシップや客員教員・外部講師など観光分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。

- ・インターンシップの実施状況および観光分野関連機関からの客員教員・外部講師の招請状況を確認する。

学外における実習形式による授業科目として、臨地実務実習Ⅰ～Ⅲが設定されており、これらの臨地実務実習科目群を最大限に生かすため、それぞれの実習科目には事前学習科目および事後学習科目が設けられています。これらの事前・事後学習を含めた組織的な臨地実務実習は、この専門職短期大学の特色となっています。

臨地実務実習関連科目をより効果的に活用するため、客員講師・外部講師など観光分野関連機関との連携による教育システムが採用されています。特に、香川県内で地域振興・観光振興を精力的に実践する人物や、地域密着かつ地元資本最大の旅行業を経営する人物が、専任の教授・准教授として採用され、教育にあたっています。

II-5-3 単位の実質化への配慮がなされていること。

- ・1年間の授業を行う期間（定期試験等を含む）が、35週確保されていることを確認する。
- ・各授業科目が、8週、10週または15週にわたる期間を単位として行われていることを確認する。
- ・各授業科目において、授業時間外の学修を促す措置が行われていることを確認する。
- ・履修登録科目に関する単位数の上限設定（CAP制）が実施されている場合には、それらの実施状況を確認する。

卒業に必要な単位数は、必修科目73単位（うち29単位が実習科目）、選択必修科目17単

位（うち1単位が実習科目）、選択科目6単位の合計96単位（うち30単位が実習科目）となっています。クォーター制（1年間で4つの学期に分ける4学期制）が採用されており、1科目を約1か月間、週2コマのペースで受講できるため、集中的に学修できるよう配慮されています。例えば、1クォーターに5科目を履修すれば、1年間で20科目を履修することが可能です。

臨地実務実習Ⅰの履修要件は、従来は1年次第1クォーターおよび第2クォーターの職業専門科目の全単位取得でした。しかし、令和6（2024）年度より「1年次第1クォーターおよび第2クォーターの職業専門科目の単位のうち4分の3を取得」していれば履修可能と変更されました。この必修科目の履修要件緩和は、柔軟な単位取得を考慮したものであり、単位の実質化を図るための施策とされています。

Ⅱ-5-4 社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。

- ・社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。
- ・科目等履修生制度が実施されている場合には、その実施状況を確認する。

社会人入学者、留学生等、多様な学修的や職業歴をもつ学生を受け入れており、この社会人入学者の大部分は、観光業および関連分野で長く勤務する職業人です。

専門職短期大学は「入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職短期大学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、」「修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三単位」を与えることができます（専門職短期大学設置基準第23条第4号）。これを令和5年度の社会人入学者3名に対し適用し、負担軽減に配慮しています。この社会人の実務経験の単位認定は特色があります。

また、留学生は同一法人下にある日本語学校から入学しており、学生委員会を中心に、出身校と連携を密に教育を行っています。

以上により、社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われています。

基準Ⅱ-6 教育課程編成・実施方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-6 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-6-1 成績評価基準が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。

- ・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。

成績評価基準は、卒業認定・学位授与方針であるディプロマ・ポリシー（DP）、および教育課程編成・実施方針であるカリキュラム・ポリシー（CP）に即して定められている学修成果評価の方針と整合性をとり、教務委員会、教授会で承認され、組織として策定されています。

成績評価と単位認定の認定については学則 24 条に定められています。成績評価は、100 点をもって満点とし、A(80 点以上)、B(79 点～70 点)、C(69 点～60 点)、D (59 点以下) の 4 段階で表され、C 以上が合格、D が不合格となり、合格者に単位が認定されます。

各科目の評価基準は、シラバスに明記され、公開されています。

II-6-2 成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。
・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

成績評価方法および基準は、学則第23条および第24条で規定されている他、各シラバス、学生便覧およびホームページに明示されており、学生への周知が図られています。

II-6-3 成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。
・学修成果の評価方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。
・GPA (Grade Point Average) 制度を実施している場合には、その目的や実施状況を確認する。
・個人指導等が中心となる科目の場合には、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。

成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定は教授会、教務委員会で確認されています。成績評価の分布にばらつきが生じていますが、「現状では学生数が小規模である結果」と分析されています。

GPAは成績通知書に記載することで、学生自身の学習達成度を客観的に把握・確認させる根拠にしています。

II-6-4 成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。
・成績評価に関する異議を受け付ける窓口、受付後の対応の手順、様式等について確認する。
・申立ての内容およびその対応、申立ての件数等について確認する。
・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。

成績評価に対する異議申し立て制度は組織的に整備されており、疑義がある場合には学生課に成績確認申立書を提出することで、担当教員に成績の確認を申し出ることができます。この制度については学生便覧に明示されており、学生への周知が図られています。

II-6-5 他の短期大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。
・他の短期大学等において修得した単位や入学前の既修得単位や実務経験を通じた実践的能力の修得等の単位認定に関する規定が法令にしたがって定められていることを確認する。
・編入学や秋入学への配慮、国内外の短期大学等との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を行なっている場合には、それらの実施状況についても確認する。

他の大学・短期大学において修得した授業科目の単位については学則第28条、入学前の既修得単位や実務経験を通じた実践的能力の単位に関する規定は学則第30条に定められています。当該規定に基づいて令和5年度で4名、令和6年度で2名の学生が単位を認定されています。

また、短期大学・大学以外の教育施設（高等専門学校）における学修の取扱いについても学則第29条に定められていますが、この規定に基づく認定はありません。

なお、編入学や秋入学等は実施されていません。

基準Ⅱ-7 卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-7を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-7-1 卒業要件が、卒業認定・学位授与方針に則して、組織的に策定されていること。
・卒業要件が組織的に策定され、専門職大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。

ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに沿って設定された科目を履修し、3年間以上在学し、卒業要件単位数を取得することで、観光短期大学士（専門職）の学位を授与することが定められています。これらの卒業要件・卒業認定・学位に関する事項は、せとうち観光専門職短期大学学則第34条～第36条に明示されています。

なお、第35条に「卒業の認定に係る基準は別に定め、あらかじめ学生に明示する。」と記載されていますが、この基準については学生便覧に記載されています。

Ⅱ-7-2 卒業要件が学生に周知されていること。
・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに定められた学修成果を踏まえ、単位認定基準や卒業要件等が策定され、学生に周知されています。全ての授業科目の単位認定、成績評価方法および基準は、「せとうち観光専門職短期大学学則」第23条・第24条、第34条～第36条および学生便覧に明示されており、学生への周知が図られています。

Ⅱ-7-3 卒業認定が、卒業要件に則して、卒業認定が実施されていること。
・卒業認定について、卒業要件を適用する手順どおりに実施されていることを確認する。

卒業認定については、教授会において、卒業要件に即して各学生の履修単位数および成績の状況のデータを用いて審議され、学長が決定しています。

基準Ⅱ-8 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。

【評価結果】 基準Ⅱ-8を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-8-1 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。
・産業界・地域社会と連携する体制を確認する。
・教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められていることを確認する。

専門職短期大学設置基準第7条に基づき、産業界および地域社会との連携により教育課程が編成され、管理運営を円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会が設置され

ています。教育課程連携協議会に関する事項は「せとうち観光専門職短期大学 教育課程連携協議会規程」により定められており、開学時から産業界や地域社会との連携を図りながら、授業科目の開設や教育課程の改善等について検証・評価・助言を踏まえた見直しが行われています。

同規程では、(1) 産業界および地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、(2) 産業界および地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項およびその実施状況の評価に関する事項について審議し、学長に意見を述べることが定められています。

協議会では、学生の更なる英語力の強化について議論があり、これを受けて専門職短期大学は新たな英語プログラムの開発を担う専任の英語担当教員を令和6年より採用し2名体制としています。

II-8-2 教育課程連携協議会について、その構成員が適切であり、定期的で開催され、機能していること。

・教育課程連携協議会の構成員、開催状況および議事録を確認する。

教育課程連携協議会の構成員および任期は、「せとうち観光専門職短期大学 教育課程連携協議会規程」に定められています。令和6年8月時点の構成員は、専門職短期大学教職員3名、関連職業団体関係者1名、地方公共団体職員1名、教育協力者4名、その他1名で構成されており、協議会は毎年度8月と2月の年2回開催されています。

以上の内容を総合して、「**領域IIを満たしている。**」と判断します。

領域IIの基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 四国という地域に根差した独特の科目をおいた教育課程は特色があります。

【改善が望ましい点】

- 特にありません。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域Ⅲ 教育研究実施組織

基準Ⅲ-1 教育研究実施組織が、教育課程の目的に則して、適切に構成され、教育研究活動の展開に必要な教員が適切に配置されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-1-1 教育研究実施組織が、教育課程の目的に則して、適切な構成となっていること。
・教育研究実施組織が、教育課程の目的と整合性があることを確認する。

学術系と実務系の両教員グループには、それぞれ専任教授が統括者として配置されています。学術系には、観光学の研究と教育に豊富な業績を有し博士号を取得した専任教員が、実務系には観光実務や行政に関する豊かな経験と社会的評価を有する専任教員が配置されています。学長は両教員グループを統括し、学長・学術系統括者・実務系統括者が本学の創設から運営に責任を持って取り組んでいます。

また、学術系と実務系の両教員グループは、研究報告会や教育研究開発会議において研究および教育上の課題に共同で取り組んでおり、全専任教員によって教育課程の運営に関する改善点や変更点が継続的に議論されています。FDの取組においては、教育歴が比較的浅い若手教員やみなし専任教員に対し、教育理念や教育目標の共有が図られています。

なお、専任教員数が限られている状況ではあるものの、観光業界における女性の就業割合が高いことを踏まえると、准教授以上の女性教員は1名です。また、留学生の受入れやインバウンド観光に関する教育研究を進める上で、外国ルーツの専任教員の配置を検討するなど、教員についてジェンダーバランスをはじめとした多様性への配慮が望まれます。

Ⅲ-1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。

令和4年10月1日施行の専門職短期大学設置基準により、それ以前の専任教員制度の見直しが行われ、「専任教員」に替わって「基幹教員」が定義されました。この分野別認証評価では、それぞれの教育課程が根拠としている専門職短期大学設置基準に基づいて、配置されている教員を確認します。

- ・専門職短期大学設置基準等に照らして、基幹（専任）教員数、実務家（実務の経験を有する）教員数、研究能力を併せもつ実務家教員数等が適切に配されていること。
- ・必要基幹（専任）教員数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（実務の経験等を有する基幹（専任）教員）が配置されていること。
- ・下記の各号のいずれかに該当する者が、実務の経験等を有する基幹（専任）教員のうち専門職短期大学設置基準第三十五条が定める数以上配置されていること。
 - ① 大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
 - ② 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む）を有する者
 - ③ 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

教育研究活動の展開にあたり、各科目の特性と他科目との対応関係に基づき、学術系および実務系の専任教員と兼任教員が配置されています。専任教員については、設置基準上必要教員数が11名（内、教授は4名以上）であり、その内の実務家教員は5名以上となっていますが、令和6年度では16名の専任教員が配置され、その内の実務家教員は9名であり、基準を上回る体制となっています。研究実績のある実務家教員についても、基準上の必要

数3名に対して4名が配置されています。また、兼任教員については近隣の大学や地域企業等と連携し、科目に即した教員が配置されています。

観光振興専門職の育成においては、「思考力」「実践力」「協働力」の三つの基礎力の修得を目指しています。学術系教員は学術的な思考力を涵養する科目を、実務系教員は実務的な「思考力」「実践力」「協働力」を鍛える科目を主に担当しています。両教員グループは「教育研究開発会議」での研究会等を通じて緊密に連携し、教育および学生指導に取り組んでいます。また、主要科目には専任教員が配置されています。

これらの状況から、教育研究活動の展開に必要な教員が適切に配置されていることが確認できました。

基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。

【評価結果】 基準Ⅲ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-2-1 教授会等が、教育研究活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究活動等に係る責任の所在が明確になっていること。

- ・教育研究実施組織における責任体制を確認する。
- ・教授会等について、構成、責任体制、審議事項、権限委任事項、開催頻度等を確認する。

教育研究活動等の主たる運営主体は、①教授会、②教育研究開発会議、③教育課程連携協議会で構成されています。教授会は教育研究に関する重要事項を審議し、学長が教学および経営に関する意思決定を行う際の意見を述べる役割を担っています。教授会で決定された教学マネジメントの基本方針や決定事項を履行するため、自己点検・評価委員会、入試・広報委員会、教務委員会、学生委員会、ハラスメント防止委員会などが設置されており、必要に応じて学長が定める委員会も設置されます。

教育研究開発会議は、教育課程を状況に応じて編成し、改善に向けた検討を行う組織として機能しています。

教育課程連携協議会では、地域内外の諸団体と連携・協働しながら、学長が教育課程の改善や課題の把握を行い、その再編成や授業科目の開設等に関する意見を聴取しています。協議会から提示された意見は教育研究開発会議において検討され、必要な改善が実施されています。

これらの取組により、教育研究開発会議と教育課程連携協議会が連携し、教育課程を不断に見直す体制が構築されていることを確認しました。

基準Ⅲ-3 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-3-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。

- ・管理運営のための組織の責任体制と事務組織の関係を確認する。
- ・管理運営に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。

各委員会規程に基づき、委員会の構成員として教員と事務職員が配置されており、教職員間の連携体制のもとで学修支援が実施されています。また、オフィスアワーが設定されており、学生が相談しやすい環境が整えられています。さらに、1年次前半は「基礎演習」担当教員、1年次後半から3年次前半は臨地実務実習担当教員、3年次からは「専門演習」担当教員が、それぞれ学生の相談窓口となり、学修等の支援を行っています。

キャリアセンターによる個別面談やキャリア研修が実施されており、学生の就職活動を支援するため、臨地実務実習担当教員や専門演習担当教員、事務職員との間で情報共有が図られ、学生の希望する就職が実現できるよう取り組まれています。

小規模組織を生かして、教職員のコミュニケーションが取れており、きめ細かな学生対応がなされています。

Ⅲ-3-2 管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されていること。

- ・SDの実施内容・方法および実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

SD活動の一つとして、開学時から「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」（以下、「SPOD」）に加盟しています。SPODは、四国地区の国公立大学・短期大学および高等専門学校によって構成される教職員能力開発の大学間ネットワークです。SPOD内講師派遣プログラムを活用した教職員向け研修が毎年度実施されており、2024年11月には「教職員のためのアンガーマネジメントの基礎」と題した対面研修が行われました。

このほか、SPODが開催する各種研修会や、SPOD主催以外の研修会への参加も推奨されており、教職員が自己課題を把握し、それに対応する研修プログラムを主体的に受講する取組が進められています。

以上の内容を総合して、「領域Ⅲを満たしている。」と判断します。

領域Ⅲの基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 小規模組織を生かして、教職員のコミュニケーションが取れており、きめ細かな学生対応がなされています。

【改善が望ましい点】

- 教員について、ジェンダーバランスをはじめとした多様性への配慮が望まれます。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域Ⅳ 教育研究環境

基準Ⅳ-1 教育研究環境の維持向上のために、入学者受入方針に則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。

【評価結果】 基準Ⅳ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-1-1 入学者受入方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。
- ・入学者選抜方法が入学者受入方針に適合していることを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法および実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者および飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人等の多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、学生募集要項およびホームページに明示され、広く公開されています。学生募集要項およびホームページには、アドミッション・ポリシーとともに、出願資格や入試区分（総合型選抜入学試験、学校推薦型選抜試験〔指定校・公募〕、社会人選抜入学試験、留学生選抜入学試験、一般選抜入学試験〔一般／外部英語試験活用型〕、大学入学共通テスト利用選抜入学試験）が示されています。試験科目が明示されていることにより、受験生は修得しておくべき知識・技能等の水準を把握することができます。また、入試区分ごとに選考方針が明示されており、毎年8月から開催される入試説明会において、受験生に対して試験の内容や水準が説明されています。

これらの取組により、学生募集および入学者選抜はアドミッション・ポリシーに基づき公正かつ適切に実施されており、アドミッション・ポリシーと入学者選抜の実施に乖離が生じていないかについて、入試・広報委員会において定期的に検証・改善が行われています。

IV-1-2 収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の収容定員に対する在籍者数（原級留置者および休学者を含む。）の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正（収容定員の±10%を超える）となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

開学以来、入学定員の充足には至っていません。2024年度に入学定員を80名から40名へ変更したことにより、2025年度収容定員160名に対する在籍学生数比率は43%となっています。定員未充足の課題については入試・広報委員会で継続的に検討されており、広報活動に関して以下の取組が提案され、実施されています。

- ・大学案内に、専門職大学・短期大学の特徴である臨地実務実習の様子を追加した。
- ・大学案内に第1期卒業生の就職率を掲載し、業界への就職に結びついている点をPRした。
- ・臨地実務実習の様子を動画化し、情報が伝わりやすいよう工夫した。
- ・同様の内容をホームページにも掲載し、複数の媒体から情報が届くようにした。
- ・業界理解を促進するため、校外型のイベントを企画・実施した。

定員充足に向けては、入試の在り方の見直しが必要と考えられ、実際に2024年度に一部見直しが実施されました。公募推薦の出願要件である「調査書の全体の評定平均値3.0以上」について、基準を緩和することも検討の余地があります。また、知名度向上に向けた入試広報のさらなる取組が求められます。

文部科学省設置計画履行調査においては、令和5年度まで定員未充足が指摘され、令和6年度より、この専門職短期大学は入学定員を80名から40名に変更しています。

IV-1-3 入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正（入学定員の±10%を超える）となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

入学定員充足率は、2023年度までは30%未満で推移していましたが、入学定員を変更した2024年度には80%まで回復しました。しかし、2025年度は58%へと再び低下しています。定員と入学者数の隔たりがありますので、さらなる定員充足への取り組みが望まれます。

香川県内の大学のキャンパス移転や県外への転出超過（15～19歳が474人：総務省人口移動報告2024年）などの影響により、オープンキャンパス参加者の減少や出願者数の減少（来校70名のうち出願27名）が生じていると分析されています。このため、資料請求から来校・出願までの離脱を防ぐ方策として、マーケティングオートメーションツールの活用やLINE管理システムの導入が進められています。

また、学校法人穴吹学園および穴吹グループとの連携により、高校卒業者、留学生、社会人の受け入れが継続的に実施できる体制を構築しています。また、2026年度生募集からは大学入学共通テストを活用する入試区分を導入し、新規層の獲得も期待しています。

基準IV-2 教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

【評価結果】 基準IV-2を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-2-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備され、有効に活用されていること。

- ・必要な種類、規模、質および数の講義室、演習室、自習室、図書室、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
- ・図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。
- ・施設・設備について、学生および教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。

校舎1階には、事務室、図書館、学生相談室、保健室、キャリア支援室、学生控室、学生自習室、講堂（511名収容）、トレーニングルームが設置されています。2階には、教室、情報処理室、ロールプレイング形式で学修できる実習室、文化教養室（66畳の和室）、エクササイズルームが設置されています。3階には、教室、大講義室（100名収容）、会議室が配置されており、講義や演習など学修の主要なフロアとなっています。2階の教室6室と3階の教室7室および大講義室を合わせた計14室の教室により、本学の収容定員120名（40名×1クラス）の授業に必要な教室数が確保されています。4階には、学長室、研究室、演習室、会議室、せとうち観光学研究所が設置されています。

情報処理室は授業時間以外にもレポートや課題作成のため学生に開放されており、日常

的に利用されています。

講堂にはグランドピアノがあり、各種イベントに活用されています。

もともと建物の設計が廊下を広くとる等、余裕ある空間の使い方をしている上に、定員が当初予定の半分となっているため、学修環境として余裕のある設備があります。

IV-2-2 施設・設備における安全性が配慮されていること。

- ・施設・設備の耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
- ・施設・設備の老朽化に対する対応状況について確認する。
- ・防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮を確認する。
- ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮なされていることを確認する。
- ・施設・設備について法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

障がい者用駐車場、スロープ、盲人用誘導ブロック、多目的トイレ（障がい者用手すり付き）、自動ドア、エレベーターが設置されており、施設全体が障がい者にも利用しやすいようバリアフリー化されています。

防犯面については、施設内に安全カメラを6か所設置しているほか、警察官立寄り所の掲示を行うなど、安全性に配慮した取組が実施されています。

また、耐震性および防災訓練の実施状況については、訪問調査時の施設見学および説明により確認できました。

IV-2-3 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていること。

- ・教職員および学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境の整備状況や活用状況を確認する。
- ・ICT 環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。

情報処理室にはパソコン40台が設置されており、学生数に対して十分な数が確保されています。パソコンには Microsoft Office や Adobe Illustrator などのアプリケーションがインストールされており、学生はレポート作成、課題制作、プレゼンテーション資料の作成に活用しています。また、カラーレーザープリンターが設置されており、学生は作成した資料を自由に印刷でき、授業や課外活動等の資料作成に有効に利用されています。

Wi-Fi についても、学内全域で利用できるよう整備されています。

IV-2-4 グループ討議室、情報処理学修施設、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。

- ・自主的学修環境の整備状況については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

学生自習室（149㎡、座席数64席）が設置されており、学生がいつでも自習できる環境が整備されています。図書館も自習室（閲覧席数56席）として利用可能であり、グループ閲覧室が設置されていることから、グループでの課題作成や資料閲覧にも活用されています。情報処理室については、分析観点IV-2-3に記載のとおりです。

トレーニングルームについても学生が空き時間に卓球をする等、利用されています。

基準IV-3 教育研究活動を支える施設・設備等を運用するための財政基盤が確立され、管理運営体制が整備され機能していること。

【評価結果】 基準IV-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-3-1 教育研究活動を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。
・過去5年間の予算・決算の状況を確認する。

令和6年度の施設設備費予算の内訳は、清掃委託費、機械警備料、廃棄物処理費用、レンタルマット使用料、剪定費用、フロン点検費用、蛍光灯等購入費で構成されています。執行率は87%であり、施設設備の維持管理に必要な経費が適切に執行されていることから、十分な財政基盤が確保されていると判断できます。しかし定員に比して過大な設備を維持している可能性がありますので、今後の見直しが望まれます。

IV-3-2 施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。
・管理運営のための組織の状況について、規模や機能状況を確認する。

施設・設備の整備・保全および営繕、構内の環境整備、防火設備の維持管理ならびに防火・防災訓練の計画・実施については、事務局総務課が担当しています（事務組織および事務分掌に関する規程）。地下の中央監視室には設備管理担当者が1名常駐しており、設備に異常が発生した場合には即時に対応できる体制が整えられています。

基準IV-4 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われるとともに、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。

【評価結果】 基準IV-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-4-1 履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。
・学生のニーズに応える履修指導・学修相談・助言等が行われていることを確認する。
・オンライン授業を行っている場合には、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導・助言が行われていることを確認する。
・ネットワークを活用した学修相談等、履修指導、学修支援が行われていることを確認する。
・長期にわたる教育課程の履修を認めている場合には、それを確認する。

新入生に対しては、入学式終了後に新入生オリエンテーションが実施され、履修ガイダンスも行われています。履修ガイダンスでは、学科長から大学での学修について説明があり、続いて実習担当教員から臨地実務実習の概要が示され、そのうえで学生課職員が履修登録の詳細を説明しています。ガイダンス終了後も随時履修相談窓口が設けられ、個別の履修指導が行われています。

基礎演習（1年次）では、少人数クラスに分かれ、担当教員が大学での学修に関する指

導・支援を行っています。2年次には進路に応じたクラス編成が行われ、臨地実務実習担当教員が学修指導を担当し、3年次では専門演習担当教員がその役割を担っています。

さらに、授業や大学生活、将来のキャリアに関する相談に対応できるよう、各教員が学期（クォーター）ごとに週1回以上のオフィスアワーを設定し、学生とコミュニケーションを取りながら継続的な支援を行っています。

IV-4-2 学生の生活、進路、経済に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。

- ・学生の生活、進路、経済に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
- ・生活支援等に関する相談や学修、健康、就職等進路に関する助言体制の整備および支援の実績
- ・奨学金制度、入学金・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況および利用実績

心身の問題に対する相談窓口として、学校法人全体で常勤の公認心理師が配置されており、学生課を窓口として日程調整のうえカウンセリングが実施されています。学生への周知については、学内システムでの案内に加え、廊下やトイレ等に公認心理師へ直接アクセスできる二次元コードを掲示し、相談しやすい環境が整えられています。

経済的な問題については、学生課および総務課が窓口となり相談に応じています。経済的支援に関しては、日本学生支援機構の奨学金情報を中心に、本学独自の奨学金や特待生制度の活用も含めて情報提供が行われ、申請手続き等についてのサポートも実施されています。

キャリア支援については、キャリアセンターが設置され、専任教員1名がキャリアセンター長として配置されています。さらに、学生課職員2名がキャリアセンターを兼任し、就職ガイダンスや就職対策講座の実施・運営、学内合同企業説明会の企画・運営、卒年次に限らず学生全員を対象とした個別面談の実施など、学生の就職活動を支援する体制が整備されています。

小規模組織を生かして、教職員のコミュニケーションが取れており、きめ細かな学生対応がなされています。

IV-4-3 各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。

- ・各種ハラスメント対応の体制の整備状況について確認する。

「ハラスメント防止委員会規程」に基づきハラスメント防止委員会が設置され、「せとうち観光専門職短期大学におけるハラスメントの防止に関するガイドライン」が定められ、ハラスメント相談窓口が相談に応じています。

学生に対しては、学内システムによる周知に加え、構内でのポスター掲示等を通じて相談窓口およびガイドラインに関する情報が周知されています。

教職員に対しては、FD・SD研修としてハラスメント防止に関する研修会が定期的に行われ、周知・啓発が図られています。

IV-4-4 留学生、障害のある学生、その他特別な支援を必要とする学生に対する支援体制が整備されていること。

- ・特別な支援を必要とする学生への学修支援の実施状況について確認する。
- ・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- ・特別な支援が必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、学修支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

障がいのある学生に対する支援については、「せとうち観光専門職短期大学における障

がい」を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に基づき、支援実施に係る体制や手続き、必要書類等が整備されています。

留学生については、入試区分として留学生選抜入試が設けられ、入試の評価において不利が生じないよう配慮されています。出願資格として日本語能力試験N2またはそれと同等以上の日本語能力を有する者と定めており、履修に関する特別な支援は想定していませんが、学生から支援の希望があった場合には、担当教員の判断によりレジュメの配布などの対応が行われています。また、アルバイト等の生活に関する相談については、毎月の面談等を通じて適宜支援が行われています。

基準IV-5 継続的な研究成果の創出に資する体制が構築され機能していること。

【評価結果】 基準IV-5 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-5-1 研究支援人材が適切に配置されていること。

・研究支援人材の配置状況について確認する。

総務課には教育支援担当者が配置されており、科学研究費等の外部資金獲得に向けた情報提供や書類作成の支援が行われています。

また、せとうち観光研究所には全教員が所属し、互いの研究紹介や情報交換を行うためのチャンネルが整備され、全教員が相互に研究支援を行う体制となっています。

IV-5-2 継続的な研究成果の創出に資する体制が構築され機能していること。

・助成金制度やバイアウト制度等、制度面の取組およびそれらの機能状況について確認する。

教員の研究活動を助成することを目的として「教員個人研究費規程」が定められており、この規程に基づき、年間 30 万円を支給限度額として教授、准教授、講師および助教に個人研究費が支給されています。個人研究費の用途は、各専門分野における研究に必要な図書、機械器具、消耗品、調査、資料収集のほか、国内外での出張に係る旅費・宿泊費など、研究のための支出と認められるものとされています。

科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得については、適宜情報提供が行われ、申請に向けた支援も実施されています。外部資金の獲得状況は、研究分担者を含め、令和3(2021)年度 3 件、令和4(2022)年度 5 件、令和5(2023)年度 6 件、令和6(2024)年度 4 件(継続を含む)となっています。

年度ごとの教員評価においては、研究実績をより重視する方向で検討が進められています。

また、専門職短期大学の紀要である『観光振興研究』(年 4 回発行、Web 学術誌)が刊行されており、全教員が積極的に最新の研究成果を投稿する研究発表媒体として機能しています。さらに、全教員が参画する「せとうち観光研究所」では、年数回の研究会が開催され、教員の研究成果を共有するためのチャンネルが整備されています。

以上の内容を総合して、「領域Ⅳを満たしている。」と判断します。

領域Ⅳの基準について

【優れた点】

- 学修環境として余裕のある設備があります。

【特色ある点】

- 小規模組織を生かして、教職員のコミュニケーションが取れており、きめ細かな学生対応がなされています。

【改善が望ましい点】

- 定員と入学者数の隔たりがありますので、さらなる定員充足への取り組みが望まれます。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域V 内部質保証

基準V-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の維持向上が図られていること。

【評価結果】 基準V-1を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-1-1 教育研究等の質および学生の学修成果の水準について、継続的に向上を図るための体制が整備されていること。

- ・自己点検・評価の実施に責任をもつ組織および責任者の役職名（最終的な責任者が学長であることを前提として、教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設・設備、学生支援等について責任をもつ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況を確認する。

せとうち観光専門職短期大学学則第2条に基づき、「せとうち観光専門職短期大学自己点検・評価委員会規程」が整備されています。この規程に基づき、内部質保証の組織体制として学長を委員長とする自己点検・評価委員会が設置されています。同委員会は、学長、観光振興学科長、選出された専任教員、事務局管理職、その他学長が必要と認めた教職員によって構成され、内部質保証の責任を担い、点検・評価項目の策定など基本方針を審議し、自己点検・評価の結果を自己点検評価報告書として取りまとめています。自己点検評価報告書は教授会での審議・承認を経て学校法人穴吹学園理事会に提出され、同理事会での審議・承認後に大学ウェブサイト上で公開されています。

なお、学則第4条では学長を委員長に充てるとされていますが、一般的には客観性を担保する観点から、自己点検・評価委員会の委員長として学長が適切でないと思われる場合があります（学長が教務・経営の責任者であるため）。この専門職短期大学においては、開学以来学科長が委員会を運営していました。しかし、その後に学科長が学長となったことで運営を継続していますが、客観的な審議体制は確保されています。

V-1-2 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。

- ・自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていることを確認する。
- ・自己点検・評価の実施にあたり、資格試験合格率、標準修業年限内卒業率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

2023年度は、公益社団法人日本高等教育評価機構による評価基準・項目に基づき、自己点検・評価が実施されています。2023年度自己点検評価報告書では、使命・目的等、学生、教育課程、教員・職員、経営・管理と財務、内部質保証の6項目の評価基準に加え、独自の基準として「臨地実務実習」が設定され、自己点検・評価が行われています。しかしながら入学者の分析を除くと、標準修業年限内卒業率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いた分析は不足しています。

V-1-3 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。

- ・自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況および成果を確認する。

2023年度自己点検評価報告書の結果に基づき、それぞれの評価項目・基準における改善・向上方策（将来計画）が検討され、現在、対応措置が進められています。改善が必要とされた項目は、①カリキュラムの改編および②定員未充足であることが教職員間で共有されています。①については教育研究開発会議においてカリキュラム改編に向けた作業が進められており、②については入試・広報委員会を中心に方略が検討されています。

基準V-2 教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の維持向上に活かされていること。

【評価結果】 基準V-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-2-1 法令等が公表を求める事項が公表されていること。

・教育課程の目的、学位授与方針、教育課程方針および学生受入方針、その他法令が定める教育研究等についての情報を社会に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

学校教育法施行規則第172条の2に基づき、以下の事項が大学のホームページ等に公表されています。

- 一 大学の教育研究上の目的および第165条の2第1項の規定により定める方針に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員数ならびに各教員が有する学位および業績に関すること
- 四 入学者数、収容定員、在学生数、卒業または修了者数、進学者数および就職者数等、進学・就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業方法および内容ならびに年間授業計画に関すること
- 六 学修成果の評価および卒業または修了の認定基準に関すること
- 七 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

また、専門職大学設置基準第11条に基づき、教育課程連携協議会についてもホームページ上で公表されています。

V-2-2 社会からのフィードバックを教育研究等の質の維持向上に資する体制が整備され機能していること。

・教育研究等の情報の公表に対する社会の反応を分析して、教育研究等の質の維持向上に資する体制を確認する。
・その体制が機能した事例を確認する。

教育研究活動については、ホームページやSNS（Instagram、X、Facebook）、YouTubeを通じて積極的に公表されています。また、「せとうち観光専門職短期大学教育研究開発会議規定」に基づき、教育課程および授業科目について、急速に変化する現代社会への対応状況や産業界等のニーズと合致した教育内容・方法となっているかの観点から、継続的な確認・見直しが行われており、専任教員の研究内容の充実および教育力の向上が図られて

います。

教育課程連携協議会等の委員から寄せられた意見については、改善に活かし、社会からのフィードバックを教育課程に反映できる体制が整備されています。協議会では、学生の更なる英語力の強化について議論があり、これを受けて専門職短期大学は新たな英語プログラムの開発を担う専任の英語担当教員を令和6年より採用し2名体制としています。

基準V-3 教育課程の教育に資する研究のあり方を踏まえて、観光関連の学術的研究、観光に関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動等を支援・補助する者を含めて、それらの維持向上が図られていること。

【評価結果】 基準V-3を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-3-1 教員の任用および昇任等にあたって、観光関連の教育研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。

- ・教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上または実務上の知識、能力または実績の基準が定められていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

教員の採用および昇任にあたっては、次のようなプロセスで進められています。学術系教員の場合、対象者の知識・能力・実績は「履歴書」および「教育研究業績書」により判断されます。採用に際しては「代表的な研究業績」3点、昇任に際しては「最近5年以内の研究業績」3点を資料として面談が行われ、総合的に審査されています。実務系教員の場合、大学教育研究の経歴がない場合には「履歴書」と「教育研究業績書」を中心に審査が行われ、さらに採用においては学術系・実務系ともに「模擬授業」が実施されています。

採用応募者の適否は、審査担当として適任の複数の教員による協議によって判定され、その判定結果は運営協議会及び教授会で審議され、理事会が最終決定を行っています。

V-3-2 基幹（専任）教員について、教員の教育研究活動等および教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われていること。

- ・教員の教育研究活動および教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。
- ・教員の教育研究活動等に関する業績評価、給与等への反映状況を確認する。

専任教員の教育活動および教育上の指導能力は、専任教員全員が毎年度3月末に提出する「教員評価のための活動実績・自己評価表」と、毎年の授業ごとに実施される「学生の授業アンケート」の結果に基づいて評価されています。これらの評価結果を資料として、各教員と学科長との面談が毎年度末に実施されています。

また、みなし専任教員は企業・団体の代表者もしくはトップマネジメントの経験者が想定され、そのような人物に対する評価は必要ないものとして評価の対象から外しています。なお、現在のみなし専任教員2名も観光業界を牽引する人物であり、その業績から教

育・指導能力が非常に高いものとの判断の下で招聘されています。

V-3-3 授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント (FD) が組織的に実施されていること。

- ・FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）および実施状況（教員参加状況や参加による効果を含む。）を確認する。FDの実施にあたっては、教育課程方針に則した授業および成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

教育研究開発会議（教職員から構成される委員会）が、授業内容および教育方法の改善、ならびに教員の資質向上を図るため、組織的にFDを実施しています。その概要は以下のとおりです。

1. シラバスの検討：シラバスは事前に委員会で内容が検討され、改善点については委員会の勧告に基づき、各教員が訂正・追加等の修正を行っています。また、授業がシラバスどおりに運用されているかどうかの確認も行われています。
2. 教員相互授業参観とピア・レビュー：教員相互による授業参観が年に数回実施されています。
3. 学生による授業評価：各学期末に全授業で学生による授業評価アンケートが実施され、集計結果は各教員にフィードバックされています。各教員はこれを踏まえ、講義内容や構成の改善に取り組んでいます。授業評価アンケートの結果は大学ホームページにも公表されています。
4. 研修会の開催：教育方法の改善や教員の資質向上を目的として、学外講師を招いた研修会が年2回実施されています。

V-3-4 教育支援者や指導補助者に対して、質の維持向上を図る取組が組織的に実施されていること。

- ・授業担当者と指導補助者の役割分担について確認する。
- ・教育支援者および指導補助者に対する研修等の方針、内容・方法および実施状況等を確認する。
*スタッフ・ディベロップメント (SD) については、基準IV-4で確認する。

教育支援者や指導補助者は配置されていませんが、学生の教育支援や指導補助を行うため、1年次は授業科目「基礎演習」担当者が、2年次は授業科目「臨地実務実習II・III」担当者が、3年次は授業科目「専門演習」担当者がそれぞれの役割を担い、学修支援が実施される体制となっています。2022年度からは、臨地実務実習を経験した上位学年の学生による臨地実務実習説明会が実施され、実習に対する不安の軽減や、実習中の観察ポイントなどが学生の視点から共有されています。

以上の内容を総合して、「領域Vを満たしている。」と判断します。

領域Vの基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 特にありません。

【改善が望ましい点】

- 特にありません。

【改善を要する点】

- 特にありません。

VI 意見申立ておよびその対応

この自己点検評価第三者検証報告書に対して、せとうち観光専門職短期大学からの意見申立ては、ありませんでした。

Ⅶ 参考資料

1.大学の概要

概 要					
大学名	学校法人穴吹学園 せとうち観光専門職短期大学				
所在地	〒761-0113 香川県高松市屋島西町2366-1				
設置学科・コース等の情報			(令和7年 5月1日現在)		
学部・学科・コース等の名称	学生数 (人)	専任 教員数	実務家 教員数 (内数)	分野	関係法令等の名称
観光振興学科	64	14	7	観光分野	専門職短期大学設置基準

2.大学の目的および特徴

目 的
<p>せとうち観光専門職短期大学(以下、本学)は、学校法人穴吹学園が掲げる、「地域の学生を地域で育て、高い専門性と豊かな人間性を育み、地域社会から信頼され、貢献できる人材を育成する」という「建学の精神」を、高等教育において具現するため、三年制の観光専門職短期大学として設置された。</p> <p>このような建学の精神によって設置された本学は、三年制専門職短期大学として、①「人間力」の錬成、②「持続可能性の追求という職業倫理」の体得、そして③「観光学の知識と観光実務の技能」の修得という、三つの「教育目標」を掲げる。学生の「人間力」を開発するという教育目標は、観光専門職に限らず、個人が社会生活を送る際に不可欠な能力の育成として想定される。本学の教育は、「人間力」をとりわけ観光専門職に要求される能力として育成することによって、地域内外の諸団体が切望する人材の輩出に寄与する。</p> <p>しかし、世界が激変する時代にあって、地域社会や地域内外の諸団体の動向もまた急速に展開する。そこで本学はそれらの変化やニーズを柔軟に取り込み、観光専門職と地域の研究を積み重ねながら、学生が有意義な社会生活を送り、社会に有為な専門職業人材となるための教育を、独自の「教育課程」によって実現したい。</p> <p>そして、本学の教育と研究は、本学と、地域内外の諸団体との協働体制において実践される。もとより学生教育には本学が一切の責任を持つのであるが、教育課程の編成と運営について、本学は、「教育課程連携協議会」や臨地実務実習先機関との連携等によって、地域内外の団体の見解や意向等を特に実務教育に取り入れ、連携し協働する。</p> <p>如上の建学の精神と教育目標によって設置された本学「教育課程」の目的は、既存の四年制大学とは異なり、また専門学校等とも次元の異なる、専門職短期大学の制度を踏まえた特色ある三年制の教育課程を履行することである。この教育課程は、「観光振興のエキスパートとして、観光産業や観光による地域創生事業を牽引する人材」の養成という目的で編成されている。</p> <p>これまでも高等教育機関は、教養教育や専門教育から成る学術教育を通して、社会に有為な人材の輩出に努めてきた。しかしながら、従来型の学術教育を中心とする教育課程では、社会の動向が急変するために、社会が求める専門職業人材に対応する教育が難しくなっている。この課題を解決するため、既存の大学とは異なる臨地実務実習を中心とした即戦力養成のための実務教育を行い、同時に専門学校等とは異なり、観光実務に生かすことのできる観光の学術理論を体系的に学んだうえで、瀬戸内地域の観光振興や地域社会の発展の事例等を学修することが可能な新たな高等専門職「教育課程」を編成する必要がある。</p>

本学が取り組む、観光振興の中核的な高度専門職業人を育成する大学教育は、観光関連大学教育全体における観光教育と人材養成の一端を担い、観光関連高等教育の充実と発展に寄与するものである。また、本学の観光専門職教育は、四国地方、香川県や高松市、瀬戸内の事業所や団体等からの期待や要望でもある。この教育は、さらに観光立国と観光による地方創生という国策の履行にも資するとみなされる。

特 徴

観光は、世界において「21世紀の基幹産業」として注目され、国内においても「観光立国」宣言後の「インバウンド観光」の急拡大によって話題を集めている。そうした社会背景において、「観光振興」の担い手となる「エキスパート」の養成が強く求められている。このような、観光振興のエキスパートの育成にあたっては、観光と地域の実情や課題を的確に捉える能力の開発と、同時に観光振興や観光事業の現場における実践的技術の養成も必須となる。そのため、本学の教育課程は、「観光の理論と知識」および「観光実務の知識と技能」をバランスよく修得し、両者を融合させる特徴を有する。

しかし、観光振興に係る高等教育の現状では、「観光の理論と知識」および「観光実務の知識と技能」の融合が、必ずしも教育課程に体现されていない。そのため、観光振興に求められる人材養成の課題も、実現されていない。

一方で、既存の四年制大学の観光関連学部においては、学術的な理論を中心とした観光教育がなされている。観光研究は、学際的であるため、その学修によって、学生は観光にアプローチするための幅広い知識を身に付け、汎用性の高いジェネリックスキルを修得できる。そこで、卒業後の就職では、公務員や銀行等の他業種に進路を変更する学生が少なくない。四年制観光関連学部卒業生は、必ずしも観光産業や観光による地域創生事業の担い手にはならない。他方で、既存の観光関連専門学校では、観光関連事業の接客や顧客へのサービスやホスピタリティに焦点を当て、関連のビジネススキルの習得に重点が置かれてきた。その結果、観光産業に従事する人材の量的な輩出は図られてきたが、国内外の観光振興や地域社会の発展を視野に入れた、観光についての理論や知識の養成等については注力されていない。そのため、「観光産業や観光による地域創生事業」の現場において中核的な役割を担う人材の質的な充実が図られていない。

このため「観光の理論と知識」および「観光実務の知識と技能」の両者を融合し、バランスよく修得し、その基礎となる人間力や思考力をも兼ね備え、その職務を通じて観光振興の中核的な担い手となる高度専門職業人を養成するとともに、学生の卒業後の進路が観光産業や観光による地域創生事業に直結する新たな高等教育機関の設置の必要性が高まっている。

本学は、如上の通り、日本内外の観光の動向を踏まえ、観光振興や観光産業の担い手を養成するという課題の解決を使命とする。教育課程の履行にあたっては、「キャンパスは瀬戸内海」を標語とする地域連携を強化し、地域観光の実践的教育と観光理論の研究の拠点として認知され評価されることを目指している。「観光の理論と知識」および「観光実務の知識と技能」が体系的に編成され、学生が効果的に学修できる三年制観光専門職教育が本学の主たる特徴であると言える。

(参考までに、「和歌山大学観光学部10周年記念誌」によると、和歌山大学観光学部における、2010年度から2015年度までの卒業生の観光関連業への就職実績は全体の24%である。)

3 領域ごとの自己評価結果概要

領域Ⅰ

本学は開学からまだ5年目である。また、コロナ禍の最中での開学であったため、3年目までの入学者数は少なく、2学年の卒業生を出すのみである。したがってサンプル数がきわめて少ないことを指摘した上で、領域Ⅰの概要を示したい。専門職短大の特性が、業界への就職に直結し、そのための長期の臨地実務実習が3回も設定されているため、一般大学・短大に比べ、教育課程に沿った学修については厳しく（口うるさく）指導してきた。その点では、教育課程の目的および学修成果が適切になされていると自負する。一方、学生を教育課程で「がんじがらめに」することもあり「自ら考え、判断し、行動する」トレーニングに欠けるという反省がある。そのため、より理想的な大学教育を行うべく、教育課程のリニューアルを構想し、議論している。

領域Ⅱ

卒業認定・学位授与方針は、本学の建学の精神である「観光と社会や人類との関りを深く探求し、観光を通じて地域社会の発展と諸外国との交流と共生に貢献する人材を育成する」ことをめざし、具体的かつ明確に策定されていると考える。それぞれの分析観点についても、特に大きな改善を要する箇所はないものと考えている。以上、「領域Ⅱ 教育内容・方法」の基準を満たしていると評価している。

領域Ⅲ

本学の教育研究実施組織は、教育課程の目的に則して整備され、かつ教員の配置と教職員の連携が適正になされており、教育課程は円滑になされている。また、当該組織の運営では、学長が統括し、学科長と事務局長がそれを組織的かつ体系的に管理・履行する。さらに教育課程の目的はFDやSD、各種会議や委員会などを通して常に議論され共有されているので、その運営は順調である。

領域Ⅳ

本学では、開学時からキャリアセンターと学生課職員が学生全員と個別面談を行い、就職および臨地実務実習に関する希望や事情を十分に聴取し、個人の適正などを踏まえて適切なキャリア指導を行っている。この個別面談では、キャリア相談だけでなく、授業や大学生活のことも含めて相談に応じている。ただし、収容定員に対する在席者数の割合が低い状況であるが、2024年度より入学定員を80名から40名に変更しており、2026年度までに改善する予定である。

領域Ⅴ

本学は2023年度に完成年度を迎え、初めての卒業生を世に送り出した。2024年度は開学4年目にあたり、3年間の本学における教育体制を再点検する年であった。現在、開学以来のカリキュラム・ポリシーを堅持しながら、学則と規定に基づき自己点検・評価委員会を設置し、そのなかで委員会メンバーを中心に、よりよい教育・研究活動環境について議論がなされている。本学における教育・研究活動内容については本学ウェブサイトやSNS上で公開されており、また、教育課程連携協議会において委員からいただいた意見を社会のニーズと捉え、カリキュラム改善を図っている。教員の質保証については、採用・昇任時に教育・研究・実務経験についての審査を行い、その内容を教授会で審議・判定することで行われている。また、FD・SD活動を通じて質の維持・向上を図っている。今後、開学後4年間で蓄積されたデータを踏まえ、教育・研究内容の質の向上のための改善策を検討する。